特定非営利活動法人 全国小規模保育協議会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人全国小規模保育協議会と称する。

(事務所の所在地)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市青葉区に置く。

2 この法人は、前項のほか、従たる事務所を東京都千代田区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、20名未満の子どもを対象とする新しい形態の小規模保育を実施する団体に対して、全国的なネットワークを組織し連携することで、小規模保育の目的である「子育てと仕事が両立でき、子どもが社会全体でよりよく育てられる」ために、小規模保育の充実発展をめざし情報の共有、相互交流を行うと共に、調査研究、研修などの事業を行い、小規模保育の質の確保と向上に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動
- (3) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

- 第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業 を行う。
 - (1) 小規模保育の普及活動に係る事業
 - (2) 小規模保育の専門性の向上に関する事業
 - (3) 保育環境整備に関する事業
 - (4) その他目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

- 第6条 この法人の会員は次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。
 - (1)正会員 小規模認可保育園を運営し、この法人の目的に賛同し入会した個人 及び団体
 - (2)なかま法人会員 小規模認可保育園を運営していないが、この法人の目的に 賛同し入会した団体
 - (3)なかま個人会員 この法人の目的に賛同し入会した個人

(会員の資格)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

(会員の入会)

- 第8条 会員になろうとするものは、理事長が別に定める入会申込書により理事長に申し込むものとする。
 - 2 理事長は、前項の申込があったときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
 - 3 理事長は第1項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本 人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第9条 会員は総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(会員資格の喪失)

- 第11条 会員は次の各号の一に該当する場合、その資格を喪失する。
 - (1) 退会届の提出をしたとき。
 - (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
 - (3) 継続して1年以上会費の納入を怠ったとき。
 - (4) 除名されたとき。

(会員の除名)

- 第12条 この法人は、会員が次の各号の一に該当する場合、総会において正会員総数の3分の2 以上の議決により、その会員を除名することができる。
 - (1) この定款等に違反したとき。
 - (2) この法人の事業の運営及び業務を妨害したとき。
 - (3) 自己又は第三者の利益のためにこの法人を利用する等の不正行為を行ったとき。
 - (4) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - 2 前項の規定により会員を除名する場合は、この法人は総会の開催期日の10日前までにその会員にあらかじめ書面をもって通知するとともに、議決の前にその会員に弁明の機会を与えなければならない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人は、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上9人以内
- (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち、理事長1人を置くものとし、副理事長1人及び専務理事1人を置くことができるものとする。

(役員の選任)

第14条 理事及び監事は、理事会において選任する。

- 2 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人 を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総 数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 3 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(役員の任務)

第15条 役員は、この法人の定款、規約及び総会の議決に基づき、この法人のために忠実にその 職務を遂行しなければならない。

(理事長、副理事長及び専務理事の選任)

第16条 理事長、副理事長及び専務理事は理事会において互選する。

(理事長、副理事長及び専務理事の職務)

第17条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務についてこの法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長の職務を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 専務理事は、理事長、副理事長を補佐し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 理事長に係る利益相反行為は、副理事長又は理事会で選任する他の理事が理事長の職務を代行する。

(理事の職務)

第18条 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

(監事の職務)

第19条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は 法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総 会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(役員の任期)

第20条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員の欠員補充)

第21条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充 しなければならない。

(役員の解任)

- 第22条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事会の議決を経て、当該役員の解任をすること ができる。
 - (1)職務の執行に堪えない状況にあると認められるとき。
 - (2)業務上の業務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。
 - 2 前項の規定により役員を解任する場合には、当該役員にあらかじめ書面をもって通知するとともに、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(役員の報酬等)

第23条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(事務局及び職員)

第24条 この法人は、事務局及び職員を置くことができる。

2 この法人の職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別及び構成)

第25条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

2 総会は、正会員をもって構成する。

(通常総会の開催)

第26条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 理事長は、毎事業年度終了の日から2ヶ月以内に通常総会を招集しなければならない。

(臨時総会の開催)

第27条 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集を請求したとき。
- (2)正会員総数の3分の1以上から、会議の目的とする事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3)第19条第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(総会の招集)

- 第28条 総会は、前条第1項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。
 - 2 理事長は、前項第1号及び第2号の請求があったときは、20日以内に臨時総会を招集しなければならない。
 - 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、開催の日の少なくとも10日前までに通知しなければならない。

(総会の議決事項)

- 第29条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。
 - (1) 定款の変更
 - (2) 解散
 - (3) 合併
 - (4) 会員の除名
 - (5) 事業計画及び予算並びにその変更
 - (6) 事業報告及び決算
 - (7) 役員の職務及び報酬
 - (8) 入会金及び会費の額
 - (9) 長期借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。)
 - (10)事務局の組織及び運営
 - (11)解散における残余財産の帰属
 - (12)その他この法人の運営に関する重要事項

(定足数)

第30条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(表決権等)

- 第31条 各正会員の表決権は平等なものとする。
 - 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人とし表決を委任することができる。
 - 3 前項の規定により表決した正会員は、前条、第33条、第34条第1項及び第53条の適用については、総会に出席したものとみなす。
 - 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議長)

第32条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(総会の議決)

- 第33条 総会における議決事項は、第28条第2項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
 - 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところとする。

(議事録)

- 第34条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
 - 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は 記名押印しなければならない。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示 をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載し た議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行なった者の氏名

第6章 理事会

(種別及び権能)

第35条 理事会は、理事をもって構成する。

- 2 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。
- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 役員の選任に関する事項
- (4) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第36条 理事会は次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の4分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第37条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議決)

第38条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

- 2 理事会における議決事項は、前条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 3 理事会の議事は、理事総数の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第39条 各理事の表決権は平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、次の事項を記載し議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあっては、その旨を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押 印又は署名しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第41条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第42条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第43条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第44条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第45条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業計画及び予算)

第46条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに理事会が作成し、総会の 議決を経なければならない。

(暫定予算)

- 第47条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、 理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を執行する ことができる。
 - 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費)

- 第48条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。
 - 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第49条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、規定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

- 第50条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
 - 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第51条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

(臨機の措置)

第52条 この法人が予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担を し、又は権利の放棄をしようとするときは、その事業年度の収益をもって償還する短期借 入金を除き、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第53条 この法人が定款の変更をするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に掲げる事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

- 第54条 この法人は、次に掲げる事由によって解散する。
 - (1)総会の決議
 - (2)目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3)正会員の欠亡
 - (4)合併
 - (5)破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
 - 2 前項第1号の事由により解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
 - 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第55条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に規定する法人のうちから総会において選定したものに帰属するものとする。

(合併)

第56条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、 かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告)

- 第57条 この法人の解散事由にかかる公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載 して行う。
 - 2 法第28条の2第1項に規定する貸借対照表に係る公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト(法人入力情報欄)に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第58条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

(施行期日)

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長 駒崎 弘樹

理 事 友澤 ゆみ子

理 事 伊藤保子

監事 大毅

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第20条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成26年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第51条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成26年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第46条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第9条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 入会金
- 1 正会員 団体・個人 0円
- 2 賛助会員 団体・個人 0円
- (2) 年会費
- 1 正会員 団体·個人 1口 30,000円 (1口以上)

2 賛助会員 団体・個人 1口 5,000円 (1口以上)

附則

この定款は、平成26年5月31日から施行する。

附則

この定款は、平成29年5月28日から施行する。

附則

この定款は、平成30年5月27日から施行する。

附則

この定款は、令和3年4月1日(所轄庁の定款変更認証が同日以降となった場合には定款変更認証がなされた日)から施行する。